

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年10月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：キリバス国気候変動に強靱でサステナブルな島づくりのための能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：キリバス国気候変動に強靱でサステナブルな島づくりの
ための能力強化プロジェクト

調達管理番号：25a00425

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年10月22日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：キリバス国気候変動に強靱でサステナブルな島づくりのための能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年12月 ～ 2028年12月

本件は契約履行期間の分割は予定していませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、分割案を提示することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

履行期間37ヵ月未満の想定で以下となります。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2026年9月頃）
- 2) 2027年度（2027年9月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ 第二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年10月28日
2	企画競争説明書に対する質問	2025年10月28日 12時まで
3	質問への回答	2025年10月31日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年11月7日 12時まで
5	プレゼンテーション	本件では行いません。
6	評価結果の通知日	2025年11月18日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/HFJ7KCbC4t>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章3. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第3章3. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書 (第3章3. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章3. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章 1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	成果1における、浸水・浸食等の沿岸災害などの脆弱性や各種護岸対応策の評価を念頭においた場合に、どのようなデータを収集・分析し、ハザード及びリスクを把握すべきか、効果・効率的な手法について提案すること。加えて、その結果に基づき、基本方針策定に向けた具体の	第4条2.（1）②

	作業内容や、データ収集・分析から策定・承認に至る一連の作業プロセス、工夫等についても提案すること。	
2	成果2に関わる活動における、「強靱な島づくりガイドライン」について、キリバスでの実現可能性や事業終了後の持続性を踏まえた際に、どのような考えのもとに、どのような内容とすべきか提案すること。	第4条2. (1) ③
3	成果3にて行う予定のパイロットスタディについて、各種改善施策の実効性と持続性を実現するために、どの対象機関を対象として、どのような能力強化を狙いとしたものとすべきか、定量的なデータの活用やコミュニティの参画も考慮した具体的内容について提案すること。	第4条2. (1) ④

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調

査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年4月～5月
- ・ RD署名：2025年5月21日

☒ 別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

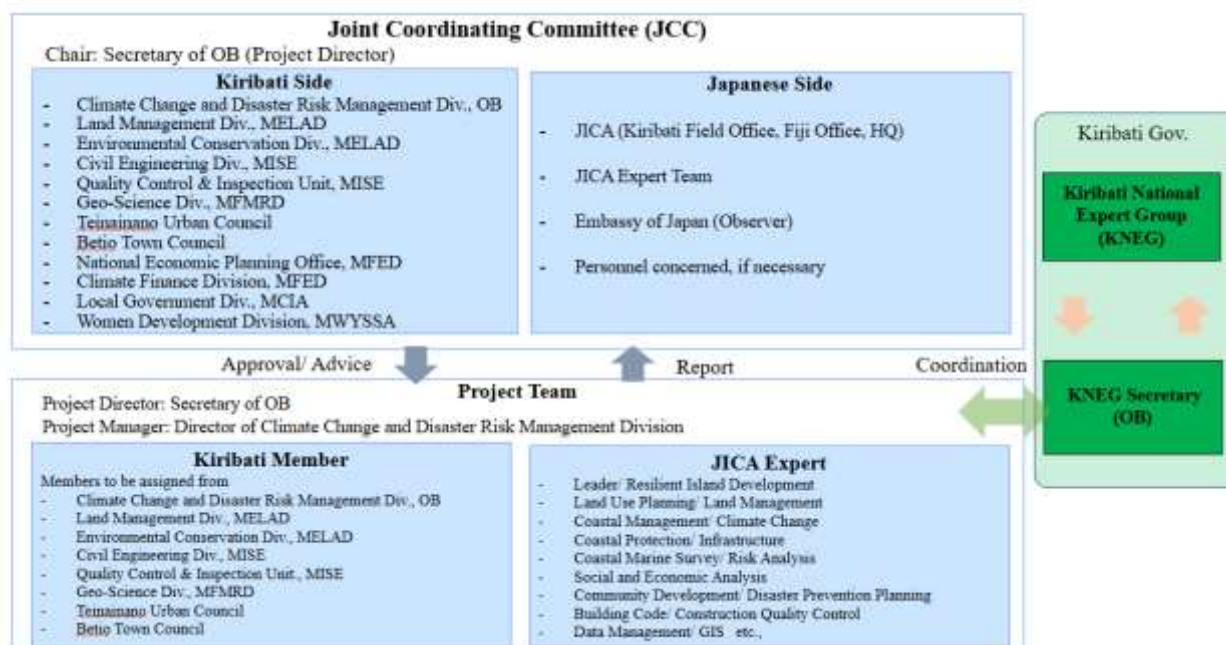
別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）キリバス側実施体制と合同調整委員会（JCC）

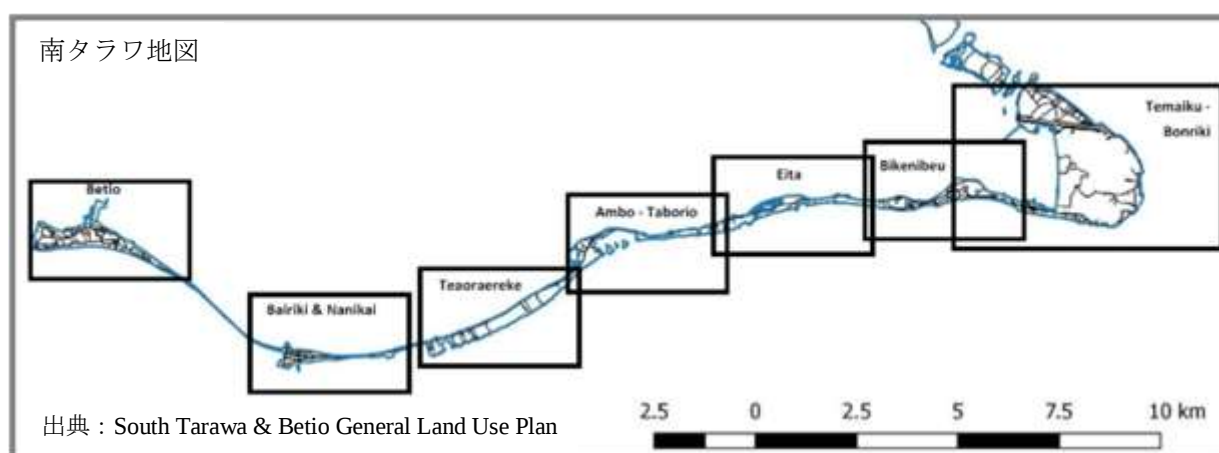
大統領府（Office of the Beretitenti:OB）が全体の取りまとめの役割を担う。その中で、大統領府気候変動・災害リスク管理局（Climate Change and Disaster Risk Management Division, Office of the President）を中心的なカウンターパートとし、環境・土地・農業開発省（Ministry of Environment, Lands & Agricultural Development:MELAD）、インフラ・持続的エネルギー省（Ministry of Infrastructure Sustainable Energy:MISE）、漁業・海洋資源開発省（Ministry of Fisheries and Marine Resources Development:MFMRD）等を含めたプロジェクトチームにて実施する。

JCCのメンバー構成は以下のとおり。



(2) プロジェクトの対象

本プロジェクトの対象範囲は、南タラワとする。



(3) 土地利用と海岸対策の一体的な検討・計画体制の確保

南タラワは、東西に細長い地形であり島の土地面積も限られていることから、土地利用と海岸対策は密接に関係しているが、これまで一体的な検討・計画体制が構築されてこなかった。南タラワにおける強靱で持続可能な島づくりのためには、気候変動による海面上昇から発生する浸水・侵食などを踏まえた海岸対策に加え、その後背地の土地利用、地区開発の方向性を含め、関係する省庁を巻き込みながら一体的・総合的な検討・計画を実施することが重要である。

従って、本業務では、南タラワの地区別に沿岸災害のリスクに対する脆弱性や人口動態等を分析の上、防護、環境保全、利用等の海岸管理の計画と後背地の土地の活用方針を表す空間計画を示し、総合的な視点での開発方針と対策を示すこと。

(4) 一貫性のある戦略的で持続可能な計画体系の構築

先方政府内において、浸水・侵食と土地の不足への対応として関連する計画などが散在していたが、十分に先方政府内で認知・活用されていないものもあり、具体的な改善に至るレベルまで整合性がある方針・計画・事業案が示されてこなかった。本業務では、第3条 2. (3) のとおり、海岸対策と土地利用を一体的に検討し、かつ方針・計画・事業計画案まで一貫した戦略性を持って作成できる計画体系をつくり、優先度をつけて適切な対策が実施されることを念頭にプロジェクト活動を実施する。

(5) 能力強化への対応

海岸対策と土地利用の一体的な検討の必要性、政策・計画・事業の一貫性のある計画体系の必要性に加えて、本事業では特に政府の計画立案、実施に係る能力強化が期待される。

これまでの計画では、自然条件の基礎情報や科学的な予測、空間的な明示等がなされず、定性的な情報、コミュニティからの情報などで計画が策定されてきていた側面がある。従って、本業務においては、波浪情報などの収集・分析等に基づく高波による浸水ハザードマップ、高波による浸水及び海外浸食リスクマップ、人口動態・分布を考慮した土地利用計画の策定、コンクリート強度や塩分含有量を確認した上での品質管理などのアプローチの導入による科学的な根拠や、定量的なデータによるより適切な計画や品質管理が可能となる能力強化が期待される。

(6) 現地社会システムを踏まえたコミュニティ参加型アプローチの促進

南タラワでは未実施だが、キリバスのいくつかの島でIVA (Integrated Vulnerability Assessment: 統合的脆弱性アセスメント) というコミュニティ参加によるリスクや脆弱性に係る情報収集・分析がなされている。海岸の護岸施設の建設はコミュニティによって要請され政府の設計等を経てコミュニティにより建設されている。本業務においても、こうした現地の既存のコミュニティ発意の改善姿勢や結束を尊重し、コミュニティを巻き込んだ計画づくりや対応策の検討・実施、活動の組み込みにより、海岸管理や地区の開発等にコミュニティの参画を促進し、持続性・実効性を高める工夫を図る。

加えて、浸水や浸食のリスクをコミュニティに共有した上で、改善すべき地区の選定や海岸対策をコミュニティ参加型で検討し、砂浜の不法採取やごみの散乱をコミュニティで防止・管理するなどして、既存の社会的なシステムを尊重し活用した改善を指向する。コミュニティの参画を促す理解醸成に際しては、他事業や日本の事例等も参考に効果的な手法を検討すること。

(7) 島嶼国のリソース制約等を踏まえた現実的で着実な改善策の提案

島嶼国であることから、建設資機材の輸入や淡水の利用には制約がある。また、経済財政上の課題も抱えており、それらを踏まえ、現地で実現可能と思われる着実な改善の提案や各業務における主務官庁のリスク分析、計画立案・実施に係る能力強化を行う。特に護岸対策は、インフラの品質面で材料や人材、経費の課題があるが、設計標準や施工監理の改善などを通じて現地に即した品質の改善を図る。

(8) 当地の土地制度を踏まえた計画の策定

キリバスは他の島嶼国にも見られるが複雑な土地制度となっている。南タラワはほとんどが民有地であるため、土地利用計画の変更や敷地内の開発・建築の許可に関して政府が管理できる範囲は限定的である。また、島内の土地が細分化され所有者が多数いること等に加え、サブリース制度もあり、土地情報システムも十分に更新されていない状況がある。土地利用計画の更新案の作成や地区の改善を検討する際には、現地の土地の所有権や管理システム、土地所有者の巻き込みなどについても留意しつつ業務を進める。本事業においては、脆弱性分析の結果に基づき土地利用計画の更新案を作成するが、それらの住民への説明・合意形成はスコープ外とし、相手国実施機関が実施するものとする。

(9) わかりやすいガイドライン等の策定支援

気候変動や海岸防護の政策・計画は既に複数ある状態にあり、先方政府が実行を担保することが難しい政策・計画の立案は避けることが望ましい。従って、本プロジェクトで検討支援するハザード・リスク分析結果、強靱な島づくりの方向性、ハード・ソフトの海岸対策方法、地域別対策方針や空間的なマップ等は、カウンターパートである大統領府及び各施策の主務官庁が使用する際の総合的な対策指針として、一つのガイドライン等にわかりやすく整理すること。

(10) ジェンダー主流化への取組

本事業におけるジェンダー主流化への取組に関し、事前の調査等において、女性の土地や財産等のリソースやアクセスのコントロールの制限、男性より女性の方が災害に対する脆弱性が高い点、都市開発や防災に関する意思決定への参画ができないなどが都市開発や防災分野の課題であり、本事業においてはコミュニティ協議と参加型計画プロセスへの女性の参加推奨、女性職員の能力強化促進、調査実施時にはジェンダー別の情報を収集するという取組の実施を先方政府と確認済みであるため、左記を踏まえて活動を行う。

(11) 本事業を通じた事業計画の作成

気候変動に伴う海面上昇や、それらの影響を踏まえた海岸管理等に関して、エビデンスに基づく具体的な改善提案及び事業の実施が現場では強く求められている。可能な限り、そのようなニーズに直接的に対応すべく、本事業を通じて改善事業計画案を作成し、自己資金や他ドナーの資金協力を活用し、強靱な島づくりガイドラインを基にカウンターパートが主体的に実践していけるよう能力強化を含めて支援する。

本業務で作成される事業計画(案)は、無償資金協力、立上げが進められている太平洋強靱化ファシリティ(PRF)、緑の気候基金(GCF)や他ドナーの資金協力の活用なども念頭に、関係機関と協議を行い事業費確保による具現化の可能性を追求する

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

以下①～④の成果1～3に関わる活動を実施する。活動の実施に当たってはカウンターパートの能力強化に努め、活動実施のプロセスにおいて可能な技術移転や、作成する基本方針、計画、事業案の実施・更新などに必要となる技術の移転を行いながら実施する。

① 他の開発協力機関等の活動・成果品の確認

キリバス国における他の開発協力機関等の活動状況、利活用可能な成果品等を確認し、本事業の活動に反映する。

② 成果1に関わる活動

活動1-1：地域開発・土地利用に関連するデータや情報を収集し分析する（人口動態、土地所有権、土地利用現況、建物・基礎インフラ、建築・インフラ施工品質、可住地、コミュニティにおける課題、地域別の開発の方向性等）。

活動1-2：沿岸災害を中心に脆弱性及び各種対策案の評価に関するデータ、情報²を収集し、ハザードマップを作成するとともに脆弱性やリスクを分析する（海洋の基礎情報、計画・実施されている海岸対策の状況や評価、コミュニティにおけるリスクの認識状況、海面上昇及び高波と侵食に関するハザード・リスク）。

活動1-3：南タラワの強靱な島づくりの基本方針（案）を作成する。（土地の嵩上げや埋立、移転の可能性を含め土地と人口流動にかかる長期的な時間軸での検討、海岸管理計画の枠組み設定を含めて作成する。）

※基本方針（案）は、活動1-1における地域開発・土地利用、活動1-2におけるハザード・リスク分析を踏まえ作成するとともに、基本方針と強靱な島づくりガイドラインの関係性などを明記する。

² 浸水・浸食等の沿岸災害などの脆弱性及び各種護岸対応策の評価を念頭においた場合に、どのようなデータを収集・分析し、ハザード及びリスクを把握すべきか、キリバスの地理的特徴を踏まえ、効果・効率的手法について提案すること。加えて、その結果に基づき、いずれの行政機関がどのような方針や計画の新規策定ないしは既存の方針や計画の見直し等を伴いながら、基本方針の策定を行うか整理した上で、基本方針策定に向けた具体的な作業内容や、データ収集・分析から策定・承認に至る一連の作業プロセス、工夫等についても提案すること。

活動1-4：基本方針（案）の政府内承認など政府内の関係する政策・計画への反映、整合性確保に向け必要な手続きを行う。

※基本方針（案）の完成後、政府内の関係する機関を招いて、セミナーを実施する。なお、セミナーの規模、会場の想定は以下のとおり。

規模：30名程度

会場：政府機関内の施設もしくは現地の集会場を借用しての開催を想定

※受注者はカウンターパートが政府内で必要な手続きを行い承認がとれるよう技術的支援を行う。

③ 成果2に関わる活動

活動2-1：土地利用と海岸管理に関連する実務の関連法制度や運用状況について情報を収集・整理し分析する。

活動2-2：脆弱性分析の結果や収集したデータを基に土地利用計画の更新案と海岸管理基本計画の案を作成する。

活動2-3：地域開発、土地利用計画、建築規制、海岸管理、コミュニティにおける対策、施工品質向上等に関する対策案を検討し、リスク削減効果や優先度を分析する。

活動2-4：総合的な対策指針として強靱な島づくりガイドライン案³を作成し、関係機関と意見交換を行う。

活動2-5：強靱な島づくりガイドライン案の政府内承認と政府内の関係する政策・計画への反映、整合性を確保し、必要な手続きに関する支援を行う。

※ガイドライン案の完成後、政府内の関係する機関を招いて、セミナーを実施する。なお、セミナーの規模、会場の想定は以下のとおり。

規模：30名程度

会場：政府機関内の施設もしくは現地の集会場を借用しての開催を想定

※受注者はカウンターパートが政府内で必要な手続きを行い承認がとれるよう技術的支援を行う。

上記②、③については以下の点を踏まえて実施する。

- 現行のキリバス国長期開発ビジョンである Kiribati 20-Year Vision 2016-

³ 土地利用計画の更新（案）や海岸管理基本計画（案）、さらに地域開発・土地利用計画・建築規制・海岸管理、コミュニティにおける対策・施工品質向上等に係る対応策やリスク分析結果等を踏まえて作成される、総合的な指針となる「強靱な島づくりガイドライン」について、キリバスでの実現可能性や事業終了後の持続性を踏まえた際に、どのような考えのもとに、どのような内容とすべきか提案をすること。

2036 の内容を踏まえて作成すること。

- 次期中期開発計画（現行は Kiribati Development Plan 2024-2027）への反映を追求すること。

④ 成果 3 に関わる活動

活動3-1：土地利用や海岸管理に関連する政府の計画・実施の体制にかかるデータや情報を収集・分析し、パイロットスタディ⁴の対象地区を選定する。（優先度、多様で総合的な対策の検討可能性、コミュニティの参画意欲なども加味して検討）

※ パイロットスタディの対象地区はプロジェクト実施中にカウンターパート及び機構と協議の上、選定する。

活動3-2：強靱な島づくりガイドラインを基に必要な能力強化にむけた研修等を関係省庁に対して実施する。また、パイロットスタディとして関係省庁で連携し、対象地区のリスク分析を行い、改善計画の案を検討する。

活動3-3：ハザードマップやリスク分析結果、改善計画の案を活用し、コミュニティの土地利用と海岸管理の方向性や短期的な施策について意見交換を行い、地区の改善の方向性を検討する。意見交換を踏まえて、地区の改善にむけた中長期的な方向性と短期的な改善施策をとりまとめ、改善施策のうち資金の投入が必要となるものは可能な範囲で具体的に、事業計画（案）としてまとめる。

※ 事業計画（案）の作成にあたっては、資金確保の可能性が高くなるように JICA や大使館、他の開発援助機関や基金等と計画（案）の概要や支援の見込みについて協議を行う。

活動3-4：強靱な島づくりガイドラインに基づく対策の検討のプロセスを振り返り、他の地区での展開にむけた体制強化に向けた教訓や提言を取りまとめる。

※プロジェクト終了前に、成果 1～3 に関する活動を踏まえたラップアップセ

⁴ 土地利用と海岸対策の一体的な計画づくりとその実装に向けて、成果 1 及び成果 2 で作成する「強靱な島づくりの基本方針」や「強靱な島づくりガイドライン」が相互にどのように関係し合い、それぞれいかなるキリバスの現行の計画や法制度の改善に貢献しうるか整理した上で、その実装の一貫として成果 3 にて行う予定のパイロットスタディについて、各種改善施策の実効性と持続性を実現するために、どの対象機関を対象として、どのような能力強化を狙いとしたものとすべきか、定量的なデータの活用やコミュニティの参画も考慮した具体的内容について提案すること。

ミナーを実施する。なお、セミナーの規模、会場の想定は以下のとおり。

規模：30名程度

会場：政府機関内の施設もしくは現地の集会場を借用しての開催を想定

（２）本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
実施時期	2026年度下期を想定
対象者	プロジェクトカウンターパート
参加者数	約8名/回
研修日数	約11日（移動日を含む）/回

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデ

ータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、カウンターパートスタッフを対象とし、科学的な根拠や、定量的なデータに基づく計画立案及び管理能力に係る詳細な現状把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☐ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	－
ワーク・プラン	契約締結後1ヶ月以内	英語	電子データ	－
モニタリングシート	契約締結後（6ヶ月毎）	英語	電子データ	－
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	－
			CD-R	3部
業務完了報告書（要約版）	契約履行期限末日	日本語	電子データ	－
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	電子データ	－
			CD-R	3部
事業完了報告書（要約版）	事業完了報告書	英語	電子データ	－

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)セミナー実施実績
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

(ク) 合同調整委員会議事録等

(ケ) その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

(1) 強靱な島づくり基本方針

(2) 強靱な島づくりガイドライン

(3) 土地利用計画

(4) 海岸管理基本計画

(5) その他、技術移転の過程で作成した書類等（標準設計図面、広報資料等）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

(1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

(2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

(3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）

(4) 活動に関する写真

(5) 打合せ簿リスト

(6) 調達機材リスト

(7) 支払計画

第6条 再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない⁵。

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契

⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	技術移 転に必 要な機 材	-波高計 -測量・調査機材 -高解像度衛星画像 -ソフトウェア（GIS） 等	1式	事業用物品	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： キリバス共和国（キリバス）

案件名： 気候変動に強靱でサステナブルな島づくりのための能力強化プロジェクト

The Project for Strengthening Capacity for Climate Resilient and Sustainable Islands Development

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における南タラワ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
キリバスは大洋州に位置する33の島からなり、その約12万人の人口の半数以上（52.8%、約6万3千人、2020年センサス）が首都のある南タラワに集中している。南タラワは低環礁島であり、海面上昇、突発的な高波、高潮等の自然災害・気候変動の影響に極めて脆弱であるが、他の島からの移住などもあり人口流入が継続的にあり、浸水・侵食等のリスクが拡大する中、安全・安心に生活できる土地の不足が課題となっている。侵食の進行や浸水被害の拡大も見られるが、沿岸部にて引き続き住居が建てられ、人々の生活が営まれている。キリバス政府によるマングローブの植樹などの自然を活用した対策に加え海岸擁壁の建設等による護岸対策も取られているが、予算や資機材・技術の不足等により十分な範囲で護岸対策が取られてないことに加え、対策工事の設計・施工が適切でなく、早期に損傷し、再度対策が必要となり、断続的にコストと労力がかかっている。

こうした課題に対応すべく、キリバス政府はキリバス20年ビジョン、それに基づく4か年の国家開発計画、気候変動政策等を策定しているが、土地の不足、護岸対策、沿岸部の土地利用、施工品質等の複合的な課題に対し、総合的な対応方針や対策の技術的な指針はなく、予防的で戦略的な対応がとられず事後且つ場当たりの対応されている状況にある。そのため、まずは南タラワにおける浸水や浸食に関する脆弱性を分析し、土地利用と海岸保全の基本方針を示し、基本的な計画を作成し、インフラ整備が不可避で優先度の高い区間、マングローブやサンゴ等自然環境を活用した対策が適用可能な区間等を峻別し対応することが重要となる。海岸保全に際して、護岸施設の設計標準や施工品質の改善、後背地のセットバックや嵩上げ、住宅の床の高さの制限等周辺の土地利用や建築許可制度と一体的な改善策の指針となるガイドラインを作成する。これらの基本方針・計画、ガイドラインによる戦略的な対応による土地利用と海岸保全の改善が持続可能な島づくりに必要となる。

こうした計画体系の策定・実施にむけ、関係機関の技術的・人力的なキャパシティなどが制約となっており、その能力強化が重要な課題となっている。本事業は、キリバス政府の気候変動適応に係る対応能力を強化すべく、計画策定と実施能力の強化を支援し、南タラワの気候変動に強靱で持続可能な島づくりを支援するものである。

（２）キリバスに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は「対キリバス国別開発協力方針（2019年4月）」における重点分野「気候変動・防災対策」に位置付けられ、2024年7月に実施された第10回太平洋・島サミット（PALM10）で合意された7つの重点協力分野のうち「気候変動と災害」に紐づく協力である。

グローバルアジェンダ「都市・地域開発」におけるJICA資源の投入戦略としては、大洋州地域は拠点開発を行い、近隣国への展開を目指すとされている。

また、本事業は、気候変動への適応策を強化することで安全な居住環境の構築等を目指すことから、SDGsゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」及びゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」への貢献が期待される。

（３）他の援助機関の対応

オーストラリアは、気候変動に対応するため3地区で海岸の改善にかかる技術支援を実施している。ニュージーランドは、海水淡水化、電力分野、住宅分野での協力を行っている。世界銀行は気候変動プログラムを通じて協力を行ってきたが、近年は南タラワ以外のクリスマス島等へ協力の重点を移行している。アジア開発銀行は水道、再生可能エネルギーなどの支援を南タラワで実施している。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、南タラワにおいて、気候変動に強靱で持続可能な島づくりにむけた基本方針、基本計画とガイドラインを策定し、関連する能力強化を行うことにより、強靱な島づくりのための計画の策定と実施のための体制強化を図り、もって気候変動に強靱で持続可能な島づくりの推進に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名 南タラワ

（３）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： カウンターパートスタッフ

最終受益者： 南タラワ住民（約6万3千人）

（４）総事業費（日本側）約 1.9 億円

（５）事業実施期間

2025年12月～2028年12月を予定（計36カ月）

（６）事業実施体制

大統領府気候変動・災害リスク管理局（Climate Change and Disaster Risk Management Division, Office of the President）を中心的なカウンターパートとし、環境・土地・農業開発省（MELAD）、インフラ・持続的エネルギー省（MISE）、漁業・海洋資源開発省（MFMRD）等を含めたプロジェクトチームにて実施する。

（７）投入（インプット）

1）日本側

- ① 専門家派遣（合計約 33 人月）：業務主任者／強靱な島づくり、土地利用計画／土地

管理、海岸管理／気候変動、海岸防護／インフラ、沿岸海洋調査／リスク分析、社会経済分析、コミュニティ開発／防災計画、建築基準／施工品質管理、データマネジメント／GIS

- ② 研修員受け入れ：国内または第三国にて気候変動に強靱な地域づくりに係る研修

- ③ 機材供与：能力強化に必要な機材

2）キリバス国側

- ① カウンターパートの配置

② プロジェクト執務室の提供等

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

課題別研修「持続性の高い海岸保全対策」にて気候変動に伴う災害リスクを含めたハード・ソフトの海岸保全対策と開発と海岸保全のバランスをとった地域づくりの沖縄の経験を共有しており、当該研修にカウンターパートが参加することで連携を図る。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

オーストラリアが実施中の Australia Kiribati Climate Security Initiative (AKSCI) (2023-2026) にて脆弱な沿岸地区の改善が予定されているとともに、ニュージーランドは、Housing Phases 1 and 2 (2019-2025) にて、南タラワの住宅供給の支援を行っているため、情報交換を行い、そのグッドプラクティスや教訓などを本事業の活動にも活用・反映する予定。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (C)

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：

本事業は気候変動適応策を主目的に実施するもの。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<分類理由> キリバス20年ビジョンにてジェンダーへの配慮は今後の政策・計画やプログラム等における主流化を目指すこととされ、女性・若者・子ども・高齢者等は社会的に脆弱で貧困に陥りやすい状況であることが課題として示されている。詳細計画策定調査にて、プロジェクトにおいてコミュニティにおける意思決定への女性の関与、海岸災害に脆弱な地区への貧困女性の居住や女性の災害被害者数が多い、等について問題意識を共有し、本事業において作成される地区改善計画策定のためのガイドラインにジェンダーや女性の参加について記載し、課題改善にむけた地区計画の作成を促進することを確認した。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

気候変動に強靱で持続可能な島づくりのための体制が整備され、推進される。
指標及び目標値：基本方針やガイドラインに基づく気候変動に強靱で持続可能な島づく

りにつながる活動が実施されている。

(2) プロジェクト目標：

気候変動に強靱で持続可能な島づくりのための計画策定・実施の体制が強化される。

指標及び目標値：基本方針・ガイドラインが承認される。

ガイドラインを基に計画策定・実施が試行され各関係機関の能力強化と関係機関間の連携体制強化が確認される。

(3) 成果

- 成果 1 南タラワの脆弱性を分析し、それを踏まえた強靱な島づくりの基本方針を策定する。
- 成果 2 強靱な島づくりのための総合的な対策の指針（ガイドライン）が作成される。
- 成果 3 強靱な島づくりのための基本方針及びガイドラインの実施のための能力が強化される。

（４） 主な活動

- 活動1-1 地域開発・土地利用に関連するデータや情報を収集し分析する（人口動態、土地所有権、土地利用現況、建物・基礎インフラ、建築・インフラ施工品質、可住地、コミュニティにおける課題、地域別の開発の方向性等）。
- 活動1-2 沿岸災害を中心に脆弱性及び各種対策案の評価に関するデータ、情報を収集し、ハザードマップを作成するとともに脆弱性やリスクを分析する（海洋の基礎情報、計画・実施されている河岸対策の状況や評価、コミュニティにおけるリスクの認識状況、海面上昇及び高波と侵食に関するハザード・リスク、ジェンダー視点の分析含む）。
- 活動1-3 南タラワの強靱な島づくりの基本方針（案）を作成する。（土地の嵩上げや埋立、移転の可能性を含め土地と人口流動にかかる長期的な時間軸での検討、海岸管理計画の枠組み設定を含めて作成する。）
- 活動1-4 基本方針（案）の政府内承認と政府内の関係する政策・計画への反映、整合性確保に向け必要な手続きを行う。
- 活動2-1 土地利用と海岸管理に関連する実務の関連法制度や運用状況について情報を収集・整理し分析する。
- 活動2-2 脆弱性分析の結果や収集したデータを基に土地利用計画の更新案と海岸管理基本計画の案を作成する。
- 活動2-3 地域開発、土地利用計画、建築規制、海岸管理、コミュニティにおける対策、施工品質向上等に関する対策案を検討し、リスク削減効果や優先度を分析する。
- 活動2-4 総合的な対策指針として強靱な島づくりガイドライン案を作成し、関係機関と意見交換を行う。
- 活動2-5 強靱な島づくりガイドライン案の政府内承認と政府内の関係する政策・計画への反映、整合性を確保し、必要な手続きを支援する。
- 活動3-1 土地利用や海岸管理に関連する政府の計画・実施の体制にかかるデータや情報を収集・分析し、パイロットスタディの対象地区を選定する。（優先度、多様で総合的な対策の検討可能性、コミュニティの参画意欲なども加味して検討）
- 活動3-2 強靱な島づくりガイドラインを基に必要な能力強化にむけた研修等を関係省庁に対して実施する。また、パイロットスタディとして関係省庁で連携し、対象地区のリスク分析を行い、改善計画の案を検討する。
- 活動3-3 ハザードマップやリスク分析結果、改善計画の案を活用し、コミュニティの土地利用と海岸管理の方向性や短期的な施策について意見交換を行い、地区の改善の方向性を検討する。意見交換を踏まえて、地区の改善にむけた中長期的な方向性と短期的な改善施策をとりまとめ、改善施策のうち資金の投入が必要となるものは可能な範囲で具体的に、事業計画（案）としてまとめる。

活動3-4 強靱な島づくりガイドラインに基づく対策の検討のプロセスを振り返り、他の地区での展開にむけた体制強化に向けた教訓や提言を取りまとめる。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：キリバス政府の気候変動に対する政策が大きく変更しない。キリバス側でのカウンターパートスタッフの配置等が適切に行われる。
- (2) 外部条件 能力強化したカウンターパートの多くがプロジェクト中または終了直後に離職しない。作成した戦略・計画・ガイドライン案が先方政府内で速やかに承認される。キリバス政府の気候変動に対する政策が大きく変更しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィジー共和国及びソロモン諸島国「大洋州地域コミュニティ防災能力強化プロジェクト」（評価年度2020年度）では、「大洋州諸国では、人員の離職率が非常に高いことから、事業効果の継続に向け、事業で導入されたモデル及び／または活動 への理解を新規配属職員に理解を促すため、JICA は事業完了以降も、関係当局との関係を継続する必要がある。」との教訓が指摘されている。

本事業においても人員の流動性を考慮し、業務マニュアル作成や新入職員向けの研修資料の作成等を行うことで組織的な能力の強化を図り、組織への成果の定着を念頭において実施する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、気候変動への適応に係る能力強化を通じて地域の持続可能な島づくりに資するものであり、SDGsゴール11及びゴール13に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業開始後半年毎を目途にモニタリングレポートを作成する。
本事業は小規模案件（2億円以下）のため事後評価は予定しない。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

☐ 段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

☐ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

□ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：海岸浸食対策及び都市計画・土地利用計画策定（洪水ハザードマップ作成、住民参加型の経験があると望ましい）

2) 業務実施上のバックアップ体制

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：キリバス国及び大洋州地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025年12月～2028年12月

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 32.88 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.9人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討にあたっては、緑の気候基金（GCF）への申請や他ドナーの資金協力調達に関する経験を持つ従事者を含めること。

2）渡航回数の目途 延べ32回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

本件では再委託を想定するものではありません。

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- 本事業に係る詳細計画策定調査報告書
- 本事業に係る詳細計画策定調査会議議事録（M/M(R/D 案含む））

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

３．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか

否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】 160,728,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は、定額計上があります（15,779,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザ

ルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	機材費	第2章特記仕様書 第7条 機材調達	9,000,000円	-波高計 -測量・調査機材 -高解像度衛星画像 -ソフトウェア (GIS) 等一式	機材費
2	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費		6,779,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.9人月、5号1人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費998,000円）	報酬 国内業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	一	4
イ) 業務主任者等としての経験	一	2
ウ) 語学力	一	1
エ) その他学位、資格等	一	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)